

雇用創造支援事業(外国人留学生等向け合同企業説明会等)委託仕様書

第1 委託業務名

雇用創造支援事業(外国人留学生等向け合同企業説明会等)

第2 趣旨及び目的

日本は、かつてないほど、外国人の人口割合が高まってきています。尼崎市においても、令和5年度の人口動態調査では、転入・転出の社会増である1,765人のうち、半数を超える976人が外国人の転入によるものでした。高齢化に伴い、企業の働き手が不足している中で、国が経済成長を維持する観点から、働き手を確保するために、特定技能制度や育成就労制度の創設など、入国管理政策を大幅に見直したことが背景にあります。

また今後、家族の帯同等も増えていくことが予想される中で、多様な文化的背景を持つ者同士が、地域で共生できる社会を目指す観点から、本市では「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を策定し、新たな就労制度への対応や、労働力の確保に向けた市内企業等への支援の取組を進めることとしております。

これらのことを踏まえて、市内企業の労働力不足解消及び日本で就職を希望する外国人留学生等の就職率向上のための取組として「雇用創造支援事業(外国人留学生等向け合同企業説明会等)」を実施します。

第3 契約の期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第4 委託業務の内容

外国人留学生等を対象とした合同企業説明会等(※合同企業説明会等とは、合同企業説明会、合同就職面接会等の就活イベントを指す。以下同じ。)の企画・設営・運営一式

(1) 合同企業説明会等について

① 開催時期

令和7年6月から令和8年1月までの間で、他の就活関連イベントの開催状況を把握する中で、最も効果的な時期に1回以上開催すること。

② 開催場所

尼崎市または近隣都市で、本事業の目的を達成できる、参加者の利便性を考慮した場所で開催すること。

③ 会場設営等

上記②の開催場所において、予定している参加企業数(10~15社程度)及び参加者数(目標50人以上)を収容でき、かつ企業ブースへの参加者の訪問、誘導が可能なレイアウトを提案

し、企業ブース(システムパネル等)の設営を行うこと。

なお、設営物等の基本的な仕様は以下のとおりとする。

ア 企業ブース

企業ごとに背面に画鋏等で、参加企業のポスター等の掲示物を貼り付けることが可能なシステムパネル等の仕切りを設置すること。

また、ブース内には電源、テーブル、企業用椅子2脚、参加者用椅子数脚、企業の社名看板等を設置すること。

さらに、参加企業が外国人留学生等への魅力発信のために展示物等を多言語化する場合は、可能な範囲でサポートに努めること。

イ 相談等ブース

参加企業及び参加者に対する個別支援として、尼崎市やその他関係機関による相談ブースを設ける予定のため、プライバシーに配慮したブース(例:相談員1名に対して相談者が1名座り相談)を設置し、相談ブース名看板等を設置すること。なお、ブース数については、尼崎市と協議のうえ決定すること。

④ 参加企業

参加企業選定は基本的に尼崎市が行うが、参加企業に対する合同企業説明会等の実施・運営方法に係る説明、合同企業説明会等実施後の採用状況の把握を行うこと。また、尼崎のビジネスと雇用就労を促進する情報ポータルサイト「アマポータル」登録未済企業に対して、可能な範囲で登録を勧奨すること。

⑤ 参加対象者(求職者)

対象者は外国人留学生を中心に、市内企業に就職・転職を考える外国人を対象とし、企業ニーズに沿った参加者(目標50人以上)を確保するよう努めること。

※「留学生」とは出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める、「留学生」の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、日本の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して日本の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける外国人学生。

※留学生以外の外国人材は在学中か既卒者かの把握をすること。

⑥ 参加者対象者(求職者)への周知・集客活動

市内企業に転職・就職を考える上記⑤を対象に、受託事業者が管理・運営する情報サイト等へ掲載するとともに、チラシの作成配布など、参加者への周知・集客業務を行うこと。また、告知ポスター及びチラシ等を作成し、関係機関等への周知活動を行うにあたっては、本市無料職業紹介窓口とも連携を図り、本市無料職業紹介事業のPRにも努めること。

【参考例】

・就職情報サイトによる掲載

(合同企業説明会等の詳細確定後、速やかに開催日まで掲載するものとする)

- ・SNS(メルマガ、LINE など)、郵送、電話等によるイベントの告知
- ・公共交通機関等を通じた広告(社内吊り広告)等によるイベントの告知

(2) 企業向け外国人雇用促進セミナーについて

合同企業説明会等の開催時期も考慮する中で最も効果的な時期に、企業(合同企業説明会等参加企業以外の企業も含む)に対して外国人雇用の基礎知識、在留資格、就労ビザの申請などの解説を行うセミナーを実施すること。

(3) 合同企業説明会等実施後の企業向け採用等支援について

合同企業説明会等実施後、外国人材の採用等に向けて出展企業からの相談に対応するため、2か月以上の支援を行うこと。

(4) 運営について

上記(1)(2)(3)の運営については、合同企業説明会等が円滑かつ安全に遂行できるよう必要な体制、スタッフ等を確保すること。

また、市が連携する各関係機関とも必要に応じて協議・連携すること。

第5 事業実施計画書及び実績報告について

- 1 それぞれの事業の実施にあたり、予め事業実施計画書(情報発信を含む)を提出し、尼崎市と協議すること。
- 2 各事業の終了後、1週間以内に参加者数、広報者数等の速報値を報告すること。
- 3 各事業の終了後、30日以内に事業実施報告書を提出すること。
- 4 合同企業説明会等については、事業終了後に参加企業及び参加者双方に対しアンケート調査を実施し、事業実施報告書と併せて尼崎市に報告すること。

なお、アンケートの内容については、尼崎市と協議の上決定すること。

第6 委託料

5,443,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

1 支払い条件

業務完了後、適法な請求書を受領してから30日以内に一括支払い。

2 契約保証金

契約金額が300万円(消費税込)以上の場合は、契約保証金(契約金額の5/100以上)が必要となる。この場合は、指定の納付書で契約締結日までに契約保証金を納付すること。

第7 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。

また、業務責任者を変更したときも同様とする。

第8 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結後、尼崎市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

第9 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。(この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定するこれらと密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)に委託し、又は請け負わせてはならない。)

第10 留意事項

1 守秘義務

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 個人情報の保護

業務受託者は本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託期間終了後においても同様とする。

3 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

5 成果物に関する事項

尼崎市が当該委託事業に基づき、依頼した作成物にかかる著作権は尼崎市に帰属する。

6 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用する。

7 特記事項

- (1) 事業実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。
- (2) 事業実施にあたっては、事前に提案した企画内容を遵守すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。
- (4) その他仕様書に記載されていない事項については、尼崎市と受託事業者の双方が誠意を持つ

て協議し対処すること。

以 上